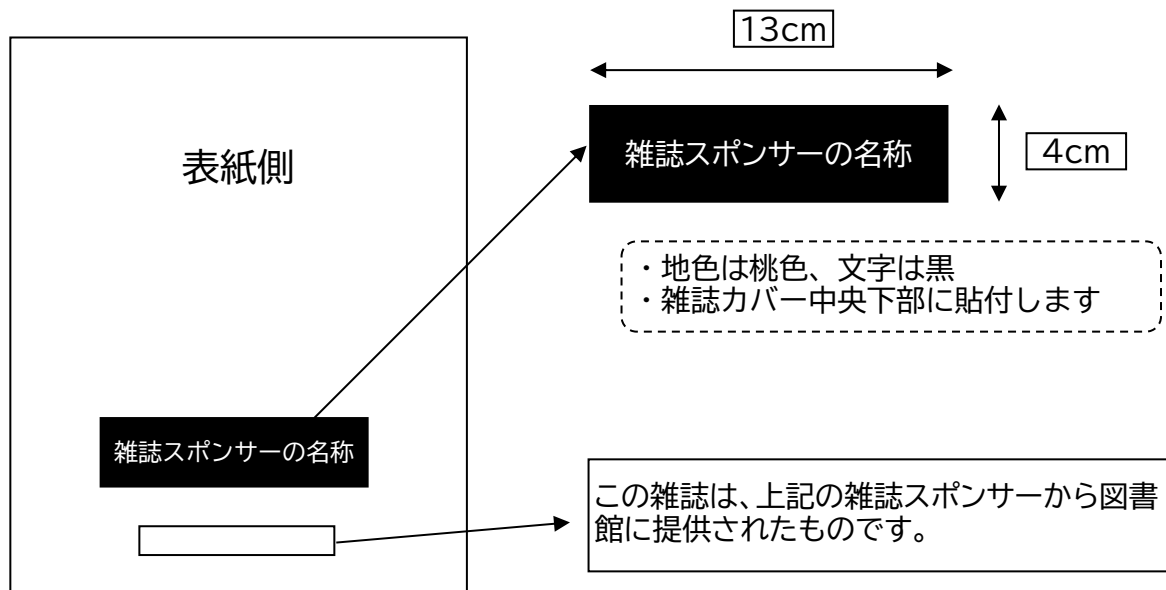
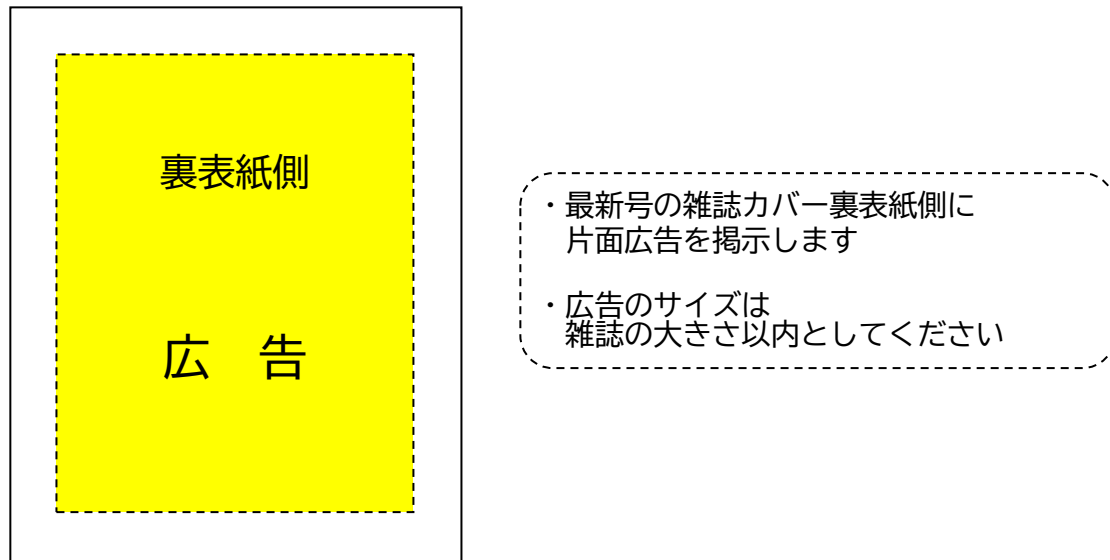


# 広告イメージ図

## 1 雑誌カバー(表紙側)【図書館が作成します】



## 2 雑誌カバー(裏表紙側)【雑誌スポンサーが作成してください】



### 稲城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱 【抜粋】

#### (広告の掲載基準)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、これを掲載してはならない。

- (1) 市の公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及びこれに関連する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 不当又は違法な宣伝と認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、稲城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が不適当と認めるもの